

障障発0330第1号

平成30年3月30日

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市市長

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課長

(公印省略)

計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び  
地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について

障害保健福祉行政の推進について、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年度障害福祉サービス等の報酬改定により、計画相談支援及び障害児相談支援については、さらなる質の向上を目指すための見直しを行ったところです。今般、別添のとおり、その見直しの内容等を改めてお示しするとともに、さらなる地域の相談支援体制の充実及び強化に向け、各自治体において取り組むべき事項等についてお示しいたします。

各都道府県におかれましては、別添の内容についてご了知の上、管内市（区）町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただくとともに、管内市（区）町村と十分に連携した上で、必要な取組みを進めていただくよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本通知の別添第四については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(別添)

## 第一 本通知の目的

計画相談支援及び障害児相談支援（以下「計画相談支援等」という。）については、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「30年度改定」という。）において、さらなる質の向上を目指すための見直しを行ったところである。その具体的な内容については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）等の関連省令、告示、通知等においてお示ししているところであるが、今般の改定の趣旨等を改めてお示しするとともに、地域の相談支援体制において今後目指すべき方向性や、そのために必要となる各自治体での取組みについてお示しすることを本通知の目的とする。

## 第二 用語の定義

本通知における各関連法令等の表記は以下のとおりとする。

### 【省令】

#### (施行規則)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

#### (者・指定基準)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

（平成24年厚生労働省令第28号）

#### (児・指定基準)

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）

### 【告示】

#### (者・報酬告示)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）の別表

#### (児・報酬告示)

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）の別表

#### (者・別告示)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第180号）

### (児・別告示)

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 24 年厚生労働省告示第 181 号)

### (者／児・主任告示)

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成 30 年厚生労働省告示第 115 号)
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成 30 年厚生労働省告示第 116 号)

### 【通知】

#### (公布通知)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令」の公布について(平成 30 年 3 月 22 日付け障発 0322 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

#### (者・解釈通知)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

#### (児・解釈通知)

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

#### (者・留意事項通知)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

#### (児・留意事項通知)

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

### 第三 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の内容等

#### 1 計画相談支援等の現状及び課題

##### (1) 計画相談支援等の現状

計画相談支援等については、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）」の施行により、障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用に当たって、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成が必要となった。

サービス等利用計画等の作成の義務化等により、計画相談支援等を実施する指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）の数は、平成 24 年度からの 3 年間で約 3 倍に増加するなど、特に「量的」な側面からの整備は、一部の地域を除き一定程度進められてきたところである。

##### (2) 計画相談支援等の課題

一方で、計画相談支援等の業務実態等については、以下のようないくつかの課題が生じているところである。

- 1 ) モニタリング期間については、国が示した対象者ごとの標準期間を目安として、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとしているが、標準期間どおりにモニタリング期間を設定している市町村が多く、対象者の状況等を勘案した適切な期間に設定されていない可能性がある。
- 2 ) 相談支援専門員 1 人当たりの対応件数については、相談支援専門員ごとに大きなばらつきがあり、一部の事業所に利用者が集中する状況が見られる。この結果、利用者一人一人に質の高い相談支援を提供することが困難となり、利用者や他のサービス提供事業所等が相談支援の必要性を実感できない場合もある。
- 3 ) 基本報酬については、現行、サービス等利用計画等の作成時（サービス利用支援費・障害児支援利用援助費）とモニタリング時（継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費）の 2 種類の報酬を設定しているが、丁寧なアセスメント等を行った上で計画の作成等を行った場合でも一律の単価となっており、サービスの質に応じて評価する報酬体系となっていない。
- 4 ) 者・児の指定基準については、利用者数にかかわらず 1 名以上の相談支援専門員を配置すれば良いため、相談支援専門員の養成自体は一定の水準で行われているにもかかわらず、配置が 1 名のみの事業所が大部分であり、当該相談支援専門員が他のサービスを兼務している場合も多い。そのため、事業所内において、複数の目でサービス等利用計画をチェックすることや人材を育成すること等が困難であり、また、相談支援専門員としての公正中立性が担保されないおそれがある。
- 5 ) さらに事業経営面においても、計画相談支援等の単体の収支が

赤字であり、独立採算が困難な状況であるため、他サービスからの繰入れ等により補填している事業者が多い。このため、新規事業所が増加せず、既存事業所においても相談支援専門員の確保がより困難となっている。

## 2 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

### (1) 改定の趣旨

30年度改定においては、前述の課題を踏まえて以下を目的とした見直しを行ったところである。

- 1) 対象者の状況等に応じた適切な頻度でモニタリングを行うことにより、計画相談支援等の質が向上するよう、標準期間の一部を見直す。
- 2) 相談支援専門員の担当件数を平準化し、利用者ごとに丁寧な支援を行うことを可能とするため、1人当たりの標準担当件数を設定する。
- 3) 相談支援の質に応じて評価する報酬体系となるよう、質の高い相談支援の実施や専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する加算を創設する。
- 4) 1事業所において相談支援専門員が複数配置され、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできる質が高く、公正中立な事業所が増加するよう、特定事業所加算の拡充を図る。
- 5) これらの見直しによって、適切な支援の実施や体制整備を図っている事業所において独立採算が可能となり、新規事業所の増加や既存事業所における相談支援専門員の増員が促進されることで、各地域での相談支援体制の充実を図る。

なお、具体的な見直し内容は(2)以降において示す。

### (2) モニタリング実施標準期間の見直し

サービス等利用計画等のモニタリング標準期間について、毎月のサービス利用量等に変化がある、期限を設定して一般就労への移行や一人暮らしへの移行のための支援を行っているなど、利用者本人への状況確認やサービス提供事業者への頻繁な連絡・調整等の必要性が高い場合や、虐待の防止や早期発見等の効果が期待できる場合等、支援の必要性の観点から現行よりモニタリング頻度を高めることが適当と考えられるものについて、標準期間を短縮する見直しを行う。

- 1) 標準期間について、以下の見直しを行う。
  - ①療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援の利用者  
(以下「療養介護等利用者」という。) 1年→6ヶ月
  - ②居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助の利用者 6ヶ月→3ヶ月
- (者・施行規則第6条の16第3号及び第4号、公布通知2の一の(4))  
2) 対応件数の急激な増加により支援の質が低下しないよう、標準

期間の見直しについては、

- ① 療養介護等利用者及び就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助の利用者（以下「新サービス利用者」という。）については、平成30年4月1日以降の支給決定（変更）日又は更新日から、
- ② ①の利用者（新サービス利用者を除く。）については、平成31年4月1日以降の支給決定（変更）日又は更新日から段階的に適用する。

（者・施行規則附則第3条及び第4条）

### （3）相談支援専門員1人当たりの標準担当件数の設定

計画相談支援等の質の標準化を図る観点から、相談支援専門員1人当たりの標準担当件数を設定する。

- 1) 1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準担当件数を設定し、相談支援専門員を、1月のサービス利用支援等を実施する件数が35件又はその端数を増すごとに1名配置することを標準とする。

（者・指定基準第3条、者・解釈通知第二の1(1)）

（児・指定基準第3条、児・解釈通知第二の1(1)）

- 2) 相談支援専門員1人当たりの1月に指定サービス利用支援等を提供する件数が40件以上となった場合の基本報酬の遞減制を導入する。

（者・報酬告示の1、者・留意事項通知第四の1(2)・(3)）

（児・報酬告示の1、児・留意事項通知第四の1(2)・(3)）

※ 指定基準、報酬告示とともに、件数の考え方は以下のとおり。

- ① 計画相談支援・障害児相談支援が一体的に運営されている場合は、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援による件数の合計とする。
- ② 月ごとに担当件数が変動する影響を緩和するため、前6月の平均値により算定する。

### （4）計画相談支援の基本報酬の見直し

- 1) 計画相談支援について、初回加算などの業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、基本報酬について一定程度引き下げる。
- 2) 改正後の基本報酬単価（以下「新単価」という。）の適用については、(1)のモニタリング標準期間の見直しと連動性を持たせるため、療養介護等利用者及び新サービス利用者のみ平成30年4月1日から適用することとし、それ以外の者については、平成30年度中は現行の報酬単価と同額の経過的サービス利用支援費又は経過的継続サービス利用支援費を適用し、平成31年度以降に新単価を適用する。

（者・報酬告示の1、者・留意事項通知第四の1(4)）

3) 障害児相談支援については、既に初回時と更新時で報酬水準が異なること、モニタリング標準期間の見直しを行わないことから、基本報酬は据え置くこととする。

(児・報酬告示の1)

## (5) 特定事業所加算の評価の見直し

特定事業所加算について、より充実した支援体制及び主任相談支援専門員の配置を要件とした区分を創設するとともに、加算取得率が低調であることを踏まえ、相談支援事業所が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設ける。

(者・報酬告示の4、者・別告示の二、者・留意事項通知第四の5)

(児・報酬告示の4、児・別告示の二、児・留意事項通知第四の5)

① 特定事業所加算 (I) 500 単位／月

- 常勤かつ専従<sup>(注)</sup>の相談支援専門員を4名以上配置し、かつそのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。

注)主任相談支援専門員を含む3名は、同一敷地内の指定障害児相談事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所(以下「他の相談事業所等」という。)の職務との兼務可。また、残り1名は、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務可。

- 相談支援専門員1人当たりの1月間における取扱件数が40件未満であること。

※ その他の要件は現行の特定事業所加算の要件と同様

(上記告示等に加え、者／児・主任告示)

② 特定事業所加算 (II) 400 単位／月

常勤かつ専従<sup>(注)</sup>の相談支援専門員を4名以上配置し、かつそのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了(以下「現任研修修了者」という。)していること。

注)現任研修修了者を含む3名は、同一敷地内の他の相談事業所等の職務との兼務可。また、残り1名は、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務可。

※1 特定事業所加算 (II) は、平成33(2021)年3月までの時限措置。

※2 その他の要件は、特定事業所加算 (I) の要件と同様。

③ 特定事業所加算 (III) 300 単位／月

- 現行の特定事業所加算の要件を満たしていること
- 相談支援専門員1人当たりの1月間における取扱件数が40件未満であること。

※ 現行の特定事業所加算を取得している事業所の場合は、平成31年3月までは満たさなくても算定可能。

④ 特定事業所加算 (IV) 150 単位／月

- 常勤かつ専従<sup>(注)</sup>の相談支援専門員を2名以上配置し、かつそのうち1名以上が現任研修修了者であること。

注)現任研修修了者は、同一敷地内の他の相談事業所等の職務と

の兼務可。また、現任研修修了者以外の者については、相談事業所等への職務を主たる業務とした上で、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務可。

- ・ その他の要件は、特定事業所加算（Ⅲ）の要件と同様（ただし、24時間連絡体制の確保は不要。）。

※ 特定事業所加算（Ⅳ）は、平成33（2021）年3月までの時限措置。

## （6）質の高い支援と専門性を評価する加算の創設

実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価するとともに、専門性の高い支援を実施できる体制を整えた場合に、その体制整備を適切に評価するため、以下のとおり各種加算を創設する。

（者・報酬告示の3・5～13、者・別告示の一・三～六、

者・留意事項通知第四の4・6～14）

（児・報酬告示の5～12、児・別告示の三～六、

児・留意事項通知第四の6～13）

1) 利用者の入院時や退院・退所時等、サービスの利用環境が大きく変動する際に、関係機関との連携の下で支援を行うことを評価するため、以下の加算を創設する。

①入院時情報連携加算

②退院・退所加算

③居宅介護支援事業所等連携加算（計画相談支援のみ）

④医療・保育・教育機関等連携加算

2) サービス等利用計画作成時のアセスメントに係る業務量への評価や、モニタリング時等においてサービス提供場面を確認するなど、利用者の状況確認や支援内容の調整等を手厚く実施したことを評価するため、以下の加算を創設する。

①初回加算（計画相談支援のみ新設、障害児相談支援は既設）

②サービス担当者会議実施加算

③サービス提供時モニタリング加算

3) 医療的ケアを必要とする障害児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有していることを評価するため、以下の加算を創設する。

①行動障害支援体制加算

②要医療児者支援体制加算

③精神障害者支援体制加算

※ 当該加算を算定している相談支援事業所にあっては、算定している各加算に対応した強度行動障害、医療的ケアが必要な障害児者又は精神障害者からの利用申込があった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められないで留意すること。

（者・解釈通知第2の2（3）、児・解釈通知第2の2（3））

## （7）地域生活支援拠点等の機能を担う相談支援事業所を評

## 価する加算の創設

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の相談機能等を担う事業所として市町村に認められた相談支援事業所の機能強化のため、以下のとおり加算を創設する。

（者・報酬告示の14・15、者・別告示の七、者・留意事項通知第四の15・16）

（児・報酬告示の13・14、児・別告示の七、児・留意事項通知第四の14・15）

- 1) 地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位／回

拠点等における相談の機能を強化する観点から、相談支援事業所にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に加算する（サービス等利用計画等を作成していない者の対応を行った場合は、サービス等利用計画等の作成も行う。）。

※ 短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算。

- 2) 地域体制強化共同支援加算 2,000 単位／月

拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、支援が困難な利用者等に対して、相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービス等を提供する事業者の職員等が、当該利用者についての情報共有及び支援内容の検討を行った上で、在宅での療養上必要な説明及び指導を共同して実施するとともに、地域課題を整理し協議会等に報告を行った場合を評価する加算を創設する。

※1 月1回を限度に加算。

※2 当該加算は、相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定障害児相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨であるため、他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定障害児相談支援事業所が負担することが望ましい。

## 第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組み事項等について

### 1 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

平成30年度改定において、計画相談支援等の質の向上を図るために、様々な見直しを行ったところであるが、地域全体で障害児者を支えるための相談支援を実施するためには、各相談支援事業所が質の向上を図っていくだけではなく、各自治体も積極的に関与しながら、地域の相談支援体制の構築及びその体制の充実・強化を引き続き図っていく必要がある。

そのための取組みを各自治体が進めていく前提として、相談支援事業所、障害者相談支援事業（地域生活支援事業）、基幹相談支援センター及び協議会の各主体の果たすべき役割と、将来的に目指すべき姿を以下のとおり示す。

## (1) 相談支援事業所について

### 1) 相談支援専門員の質の向上

平成30年度改定の趣旨等を踏まえ、相談支援専門員の複数配置や主任相談支援専門員の配置等を進めることで、相談支援事業所の独立性を保った事業運営を図るとともに、事業所内外における実地研修や自己研鑽等により、障害者支援に関する専門的知識・技術を獲得することで、各相談支援専門員が行う相談支援の質の向上を図る。

### 2) 利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成

モニタリング頻度を高めること等により、継続的かつ定期的に利用者との関わりを持つことで、利用者の新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、その充足のための適切なサービス利用に係る助言や提案等を通じて、利用者とより一層の信頼関係が醸成され、利用者が真に希望する生活のあり様に近づけていく支援が可能となる。

また、利用者に対してサービスを提供している他の事業所におけるサービス管理責任者等の職員とも、利用者に関する情報の交換、支援方針の確認等を頻繁に行うことにより信頼関係を醸成することで、他事業所の職員側から相談支援専門員に対して、利用者の状況変化等に応じた支援方針の変更等について相談をするようになり、相談支援専門員を中心として地域全体で利用者を支える体制を構築することが将来的には望ましい。

### 3) 利用者へのケアマネジメントを通じた地域課題の整理及び社会資源の開発

個々の利用者への相談支援を通じて、当該利用者を地域全体で支えるために解決すべき地域課題を整理するとともに、必要となる社会資源を自ら開発することや基幹相談支援センター等への提案を行うことが可能となる。

## (2) 障害者相談支援事業（地域生活支援事業）について

市町村が実施する障害者相談支援事業は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービス利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。こうした一般的な相談支援を実施する中で、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例、予防的な支援を必要とする事例等に対しても積極的かつ真摯に対応することが求められている。

また、本事業は障害者支援についての専門的な知識や技術を要するため、必要に応じて指定特定及び指定一般相談支援事業者へ委託することができる。その場合、委託契約の内容によっては、受託事業者の相談支援専門員が本事業と計画相談支援等を兼務

することも想定される。市町村は、受託事業者が計画相談支援等も兼務することで、本事業の役割に支障をきたさないように配慮する必要がある。

### (3) 基幹相談支援センター（地域生活支援事業）について

#### 1) 基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、以下のような業務を行うものである。

##### ① 総合的・専門的な相談支援の実施

- ・ 障害の種別や各種のニーズに対応出来る総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施。

##### ② 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導、助言。
- ・ 地域における相談支援専門員の人材育成の支援。
- ・ 地域相談機関（相談支援専門員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化取組。

##### ③ 地域移行・地域定着の促進の取組

- ・ 障害者支援施設等や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発。
- ・ 障害者の地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート。

##### ④ 権利擁護・虐待の防止

- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施。
- ・ 障害者に対する虐待を防止するための取組。

#### 2) 特に強化すべき取組みについて

前述したとおり、基幹相談支援センターにおいては、様々な役割を担うことが期待されているが、特に強化すべき点は以下のとおりである。

##### ① 地域の相談支援体制の強化の取組

地域の相談支援体制の強化の取組は、相談支援事業所の質を高める上で重要である。相談支援事業所の多くは、相談支援専門員の配置が少人数であるため、事業所内におけるサービス等利用計画等の評価や実施研修などを行いにくく、事業所単位での人材育成が困難な場合がある。

基幹相談支援センターの職員が各事業所を訪問し、相談支援専門員へのスーパーバイジョンを行ったり、サービス等利用計画等の評価や指導・助言を行ったりすることで、相談支援専門員の資質向上を図ることができる。また、地域の相談機関が集まる定期的な連絡会や事例検討会などを開催することは、各職員の資質向上に資するとともに、地域の相談機関相互の連携強化を図ることができる。

##### ② 地域移行・地域定着の促進の取組

指定一般及び指定特定相談支援事業所が精神科病院や障害者支援施設からの地域移行に積極的に関わることは重要であるが、日頃から精神科病院や障害者支援施設等と連絡調整等を頻繁に行っていない場合は、地域移行のニーズ把握の段階から積極的に関わることが困難な場合がある。

基幹相談支援センターが、精神科病院や障害者支援施設に対し地域移行に向けた啓発活動を行うとともに、地域移行のニーズを持つ入院患者や入所者を確認した場合に指定一般及び特定相談支援事業者の支援につなげることで、スムーズに地域移行に関わる支援に取組む体制を構築することができる。

### 3) 各相談支援事業所が整理した地域課題の集約

基幹相談支援センターは第四の1の(1)の3)で前述したとおり、各相談支援事業所が個々の利用者への相談支援活動を通じて見出された現状の支援体制や社会資源では対応できない課題について集約・分析した上で、地域全体で検討すべき課題として整理を行い、後述する協議会の機能を活用して解決に向けた協議を行うなどの取組を主導していく必要がある。

なお、地域課題の集約は、基幹相談支援センターが各相談支援事業所に対して求めた上で収集することに加え、各相談支援事業所から自発的に整理した地域課題が提案される姿が将来的には望ましい。

### (4) 協議会について

計画相談支援等によりきめ細やかな相談支援が実施されたとしても、現状の支援体制や社会資源のみでは解決できない課題が発見される場合がある。その際は、地域全体で検討すべき課題として、行政、各相談支援事業所、サービス提供事業所、障害当事者、その他関係機関により解決のための協議を行い、必要に応じて新たな社会資源の開発等の検討及び開発等のために必要となる具体的な取組みについて検討する。

## 2 各自治体において今後取り組むべき事項について

### (1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討

各自治体においては、第四の1で示した各主体が果たすべき役割と目指すべき姿も踏まえ、各主体がどのような役割分担を果たした上で地域の相談支援体制を構築すべきかについて、協議会等の場も活用しながら具体的に検討すること。また、すでに一定の方向性に基づき取組みを進めている自治体においても、当該方向性について定期的に検証するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

また、後述する各取組みを実施する際の具体的な手続き等についても、事前に関係者の意見を聴いた上で、協議会において設定することが望ましい。

なお、充実した相談支援体制を構築するためには、その中核的

機能を果たす基幹相談支援センターを設置することが望まれるため、センターの未設置自治体においては、引き続き設置の検討を行うこと。

## (2) 適切なモニタリング等の推進について

第四の1の(1)において示したとおり、質の高い相談支援を提供するためには、継続的かつ定期的に利用者との関わりを持つことで、利用者との信頼関係を醸成することが必要であり、そのためにはモニタリングを頻回に実施することが求められる。

また、利用者だけでなく当該利用者にサービスを提供している他事業所の職員等との信頼関係も醸成することにより、利用者の状況変化等が生じた場合でも迅速に情報を把握することができ、支援方針の変更の検討等を早期に行うことで、利用者への適切な支援につなげることが可能となる。

上記の趣旨を踏まえ、以下の事項について管内の相談支援事業所及びサービス提供事業所の協力も得ながら、各自治体が中心となり取組を進めること。

### 1) 適切なモニタリング期間の設定について

施行規則において示しているモニタリング期間については、あくまで利用するサービス等に応じて設定した標準期間であることを踏まえ、一律に標準期間に沿って設定するのではなく、アセスメントにより勘案すべき事項の状況を把握した相談支援専門員の提案等も十分に踏まえながら設定することが必要である。

さらに、標準期間において示した状態像以外であっても、例えば以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことでより効果的な支援につながると考えられるため、標準期間よりもさらに短い期間で設定することが望ましい。

#### ① 計画相談支援について

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

#### ② 障害児相談支援について

- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

### 2) サービス提供事業所から相談支援事業所へのサービス利用状況の報告について

可能な限りモニタリング期間を短く設定した場合であっても、相談支援専門員は利用者の状況を月に1回程度しか把握する機会がなく、日々サービスを提供しているサービス提供事業所の職員の方がより頻繁に利用者と対面し、利用者の状態等を把握していることから、相談支援専門員が必要に応じた支援を隨時実施で

きるよう、サービス提供事業所がサービス利用状況を相談支援専門員に定期的に報告する仕組みを構築することが望ましい。

なお、報告に当たっては、サービス提供実績記録表等の既存の様式を活用すること等により、サービス提供事業所に過度な負担がかからないよう配慮するとともに、どの程度の頻度で報告を行うかについても予め決定しておくことが望ましい。

### 3) モニタリング結果の市町村への報告及び市町村による検証について

各相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるため、以下の取組等を行うことが望ましい。

- ① 各相談支援事業所がモニタリングを実施した場合は、その結果について市町村に対して報告を行う。
- ② 市町村は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、事例検討等により内容の検証を行う。

なお、検証については基幹相談支援センター等に委託することで実施することでも差し支えない。

また、検証による効果を高めるため、どのような観点で検証する事例を抽出するか、検証結果等をどのような形で各相談支援事業所等へ還元するのか、といった点について、予め決定しておくことが望ましい。

### (3) セルフプランについて

いわゆる「セルフプラン」（以下単に「セルフプラン」という。）については、従前よりお示ししてきたとおり、「障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」という方針に変わりはない。

本方針を踏まえ、各自治体においてはセルフプランに関して以下の取組を行うことが望ましい。

- 1) セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握すること。
- 2) 計画相談支援を提供する体制が十分でないためにセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成すること。
- 3) セルフプランにより支給決定されている事例について、第四の2の(2)の3)のモニタリング結果の検証等とあわせて一定数を抽出し、基幹相談支援センター等による事例検討等において検証を行い、必要に応じてセルフプラン作成者に対して、専門的見地からの助言等を行うこと。

なお、3)の取組みについては、専門的見地を持つ相談支援専門員の助言により、セルフプラン作成者に対して新たな気づきが生まれ、セルフプランを自らの意思で見直すこと等により、本人

等のエンパワメントをより引き出すという趣旨である。そのため、セルフプラン作成者と一定期間の関係性を持ち、信頼関係を醸成した上で、助言等を行うことが望ましい。

### 3 各自治体における取組に関するフォローアップについて

第四の2で前述した事項の各自治体における取り組み状況等について、今後国において把握する予定である。